

# 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会千葉県地方部会規則

昭和 50 年 4 月 1 日制定  
平成 10 年 6 月 21 日改正  
平成 18 年 6 月 25 日改正  
平成 24 年 7 月 1 日改正  
平成 29 年 7 月 16 日改正  
平成 30 年 7 月 29 日改正

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本地方部会は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会千葉県地方部会（以下本会という）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会の目的を達成するための事業に参加協力し、耳鼻咽喉科学の進歩向上に貢献すると共に、地域住民の疾病の治療および予防、健康の保持および増進に寄与し、併せて本会会員の向上と互助親睦を計るを以て目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 本会は、事務所を部会長指定の施設内に置く。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条に掲げる目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 医療の地域的諸事項
- 二 学校保健への地域的協力
- 三 地域社会公衆衛生の啓発指導
- 四 関連諸団体への専門的協力
- 五 機関誌および図書等の刊行
- 六 講演会、研究会その他上記目的達成のため必要なる諸事項

## 第 3 章 会 員

(構 成)

第 5 条 本会は、千葉県内において診療、勤務または在住する一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会会員その他を以て構成する。

(使 命)

第 6 条 会員は、本会規則および議決を遵守し、会の団結発展を図ると共に 医の倫理の実践に努めなければならない。

(資格の得喪)

第 7 条 会員の資格は、所定の手続を完了し、本会理事会の承認を得ることにより取得する。

② 次の各号の一に該当する場合には、会員はその資格を失う。

- 一 退 会
- 二 死 亡
- 三 除 名
- 四 本会の解散

(権利義務)

第 8 条 会員は、次の各号に定める権利を有し、義務を負う。

- 一 会員は、本会の行う研究会および講演会に参加することができる。
- 二 会員は、本会が刊行する機関誌および図書等の頒布を受け、これらに投稿することができる。
- 三 会員は、総会の決議を経て別に定める会費を毎年支払う義務を負う。
- 四 本会の会員として入会しようとする者は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会に入会を申請し所定の手続きを経なければならない。また、本会理事会の承認を得なければならない。
- 五 会員が住所、氏名を変更したときは、速やかに本会に届け出なければならない。

(退 会)

第 9 条 会員が本会を退会しようとするときは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会に退会を申請し、退会することができる。

② 会費を滞納したときは、細則の定めるところにより、退会したものとする。

(勸 告)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の議を経て、部会長が当該会員に勧告することができる。

- 一 本会会員としての使命および義務に著しく違反したとき。
- 二 本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為があったとき。

(除 名)

第 11 条 会員が第 10 条各号の定に該当する場合で、総会において全代議員の 3分の 2 以上の議決を経た場合には、部会長が当該会員を除名することができる。

(名誉会員)

第 12 条 本会に名誉会員を置くことができる。

② 名誉会員は、本会に特に功績があるものにして、部会長の推薦により総会の承認

を経たるものとする。

- ③ 名誉会員は、会費を免除し、その身分は終身とする。
- ④ 名誉会員は、本会の顧問を務めることができる。

(準 会 員)

第 13 条 本会に準会員を置くことができる。

- ② 準会員は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会その他地方部会に所属するものにして、その申し出につき理事会の承認を得たるものとする。
- ③ 準会員には、第 8 条を準用する。

(臨時会員)

第 14 条 本会に臨時会員を置くことができる。

- ② 臨時会員は、本会の特定の講演会および研究会のみに参加し、研究発表を希望するものにして、その申し出につきその都度部会長の承認を得たものとする。
- ③ この規則で本条以外は、会員とは臨時会員を除くものとする。

## 第 4 章 総 会

(総 会)

第 15 条 総会は、細則の定める所により選出した代議員をもって構成する。

- ② 代議員以外の会員は、オブザーバーとして総会へ参加し提案、発言をすることができるが、議決権を有しない。
- ③ 通常総会は毎年 1 回開き、会計年度終了後 4 ヶ月以内に開催する。
- ④ 臨時総会は必要に応じてこれを開く。

(権 限)

第 16 条 次の各号に掲げる事項は総会の議決または承認を経なければならない。

- 一 事業計画および予算の議決に関する事項
- 二 事業報告および決算の承認に関する事項
- 三 規則および細則の制定、変更に関する事項
- 四 第 18 条に定める場合において、代議員が会議の目的とした事項
- 五 その他理事会において総会に付議するを相当と認めた事項

(招 集)

第 17 条 総会は部会長が招集する。

- ② 総会を招集するには、会日の 7 日前までに会議の日時、場所および目的たる事項を示して会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

(会員の総会招集請求権)

第 18 条 前条第 1 項に定める場合の他、代議員の 4 分の 1 以上のものが、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を部会長に提出して総会の招集を求めた

ときは、部会長は1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

② 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(議長)

第19条 議長は総会で選出する。

② 前項の議長が選出されるまでは、部会長が仮に議長となる。

③ 議長は、総会秩序を保持し議事を整理する。

(議決権)

第20条 総会における代議員の議決権は1人につき1個とする。

(議決の方法)

第21条 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。ただし議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

② 総会の議事は、規則に別段の定めある場合を除き、出席代議員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは議長が決する。

③ 規則の変更は、出席代議員の3分の2以上の同意を要する。

## 第5章 理事会及び各種委員会

(理事会)

第22条 理事会は、役員を以て組織し部会長が招集する。

(議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 総会の招集および提案すべき事項
- 二 本会の運営に関する事項
- 三 その他の重要な事項

(各種委員会)

第24条 本会に各種委員会を置くことができる。

## 第6章 役員、顧問、各種委員および職員

(役員)

第25条 本会に次の役員を置く。

- 一 部会長 1名
- 二 副部会長 3名
- 三 理事 30名ないしそれ以下とする
- 四 監事 2名

(選任)

第26条 部会長および監事は西暦奇数年の通常総会において選出する。

② 副部会長は、代議員の中から部会長が指名する。

③ 理事は、主として代議員の中から部会長が指名する。

④ 部会長は、代議員でない者からも若干名の理事を指名することができる。

(部会長)

第 27 条 部会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副部会長)

第 28 条 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときまたは部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の定めた順位により、部会長の職務を代行する。

(理事)

第 29 条 理事は、部会長を補佐し、会務を処理する。

② 各種委員会および総務・庶務、経理は部会長が指名した理事がこれにあたるものとする。

③ 理事は、理事会を開催し地方部会運営の立案と実行を円滑に遂行する。

④ 理事会は、地方部会運営に関する重要事項を総会に付議し、審議を受けなければならない。

(監事)

第 30 条 監事は、本会の業務および経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第 31 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

② 役員は任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、その職務を行なわなければならない。

③ 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。

④ 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 32 条 本会に顧問を置くことができる。

② 顧問は、総会の承認を経て、部会長がこれを委嘱する。

③ 顧問は、役員会および総会に出席して意見を述べることができる。

④ 顧問の任期は会長の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

(各種委員)

第 33 条 本会に各種委員を置くことができる。

② 委員は、会員の中より部会長が理事会の議を経て委嘱する。

(職員)

第 34 条 本会の事務を処理するために、書記その他の職員を置くことができる。

② 職員の任免は部会長が行う。

③ 職員は、有給とする。

(経 費)

第 35 条 本会の経費は、会費、負担金および寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 8 章 附 則

(細 則)

第 37 条 この規則の施行に関する細則は、理事会の議を経て総会の議決により別に定める。

② 本会の運営に関し必要な規定は、理事会の議を経て部会長がこれを定める。

(施行期日)

第 38 条 この規則は、平成 30 年 7 月 29 日から施行する。

# 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会

## 千葉県地方部会規則施行細則

昭和 50 年 4 月 1 日制定

平成 10 年 6 月 21 日改正

平成 24 年 7 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 16 日改正

平成 30 年 7 月 29 日改正

令和元年 7 月 28 日改正

(細則の設定)

第 1 条 この細則は、規則 37 条により、これを設ける。

(入会の手続き)

第 2 条 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会に所定の入会手続きを行い、負担金を納入することにより、手続きを完了する。

(会費)

第 3 条 会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 金 13,000 円

(2) 準会員 年額 金 13,000 円

② 会費は入会をのときを除き、会計の前年度末までに前納するものとする。

③ 会費の納入を怠ったときは、当該会計年度中の会員としての権利を失い、2 年以上

会費の納入のないときは退会したものとする。

- ④ 会費未納等のため退会とされた者が、再び入会しようとするときは、会費等の滞納分を全額納めなければ入会することはできない。

(代議員の選出)

第4条 本地方部会を、東葛北部、東葛南部、千葉市1（医育機関）、千葉市2（病院・その他）、千葉市3（開業）、印旛・山武、香取・海匝、夷隅・長生・市原、君津・安房の9ブロックに分け、各ブロックから選挙により代議員を選出する。

- ② 代議員は名誉会員および顧問を除く会員の中から選出するものとする。
- ③ 選出される代議員の数は、母体会員数7名あたり1名とする。端数がある場合には、さらに1名を加えることができる。
- ④ 当選の決定に当たっては有効投票数の多い者から順次当選人とし、投票が同数の場合には抽選により当選人を決定する。
- ⑤ 代議員の改選は、西暦偶数年の通常総会前4ヶ月以内に行うものとする。

(日耳鼻代議員の選出)

第5条 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会代議員選出方法は、日耳鼻学会定款および定款施行細則に準じて行なう。

(委員会)

第6条 本会に次の常置委員会を置く。

- 一 学術委員会
- 二 保険医療委員会
- 三 学校保健委員会
- 四 医事問題委員会
- 五 産業・環境保健委員会
- 六 福祉医療委員会（成人老年医療委員会・乳幼児医療委員会）
- 七 広報委員会
- 八 専門医制度委員会

- ② 常置委員会は、部会長の補助機関とする。
- ③ 委員の任期は役員任期に準ずる。
- ④ 本会は、必要に応じて、総会又は役員会の議を経て特定の事項を行なうため、特別委員会を置くことができる。

(慶弔規定)

第7条 本会の会員が国家より表彰され又はこれに準ずる榮譽を受けたときは記念品を送り祝賀の意を表す。

- ② 会員が死亡したときは、生花あるいは香典を送り弔意を表す。
- ③ 本規定により、具体的処理を要する場合は、部会長及び理事会の決議を以ってこれを施行する。

付則 この細則は、令和元年7月28日から施行する